

学童保育クラブにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

現在、厚生労働省が放課後児童クラブは一斉臨時休業の要請対象ではないとの見解を示しているため、必要に応じて預かりを実施しているところですが、町内の学童保育クラブにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合、下記のとおり対応となりますので、あらかじめご了承ください。

1 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

状 況	対 応
子ども（職員）が感染者の濃厚接触者に特定された場合	当該子ども（職員）は通所（出勤）できません。 なお、通所（出勤）できない期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間です。
感染した子ども（職員）が、通所（出勤）したことが確認された場合	当該学童保育クラブの一部または全部を臨時休業します。 また、感染拡大を抑える目的のため、感染者がいない学童保育クラブも臨時休業する可能性があります。
感染者の拡大が懸念されること等により、内灘町全域において学童保育クラブを休業する必要があると判断した場合	全ての学童保育クラブを臨時休業します。 ただし、臨時的な預かり施設として、 町内で1施設程度を開所する予定です。 開所する学童保育クラブは、感染の状況により判断し、決定します。 臨時的な学童保育クラブは、施設定員の関係上、全ての子どもを預かることができない可能性があります。 その場合、保護者の方が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続する事が必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方等を優先させていただきます。

2 休業の期間

学童保育クラブが休業となった場合の期間は、感染拡大を防ぐ観点から、14日間を予定していますが、詳細については、感染の状況により判断し、ご連絡します。

3 費用の減免

学童保育クラブが休業となった場合等については、費用を減額します。

4 ご連絡の方法

今後新たな情報が入り次第ご連絡いたします。

また、ご不明な点がございましたら子育て支援課までお問い合わせください。